

## 第12回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業募集要項

子どもの人権連事務局

### 【趣 旨】

「子どもの権利条約」が国連で採択されて20年、日本で批准されて15年が過ぎました。そして、今年6月には国連子どもの権利委員会から第3回政府報告書に対する勧告が出されました。

いまだ、条約の認知度は高いとは言えませんが、一方でこの条約を踏まえ、子どもの権利実現のために、あるいはこの条約の精神を具体化しようとするものも着実に積み重ねられてきました。

子どもの人権連では、こうしたところみをさらに奨励し、機関誌等を通じてこれを広める趣旨で、助成事業をおこなうことといたします。ふるってご応募下さい。

### 【応募内容】

－子ども自身の企画・運営－

学校、職場、地域などでの、たとえば、

\*子どもたちの学びあいやたまり場・居場所づくり

\*子どもの権利を確立するためのこころみ

\*子どもの権利条約を子どもたち自身が具体化しようとするさまざまなこころみ

など、現在おこなわれているもの、これからとりくもうとするものを問わず募集いたします。

なお

子ども自身が主体となって、なんらかの形でかかわっているもの（かかわる予定のもの）に限ります。

学校の施設設備など、本来行政が責任を持って行うべきものは対象としません。

主体は個人、グループいずれでもかまいません。もちろん、子どもだけのこころみについての子どもによる応募は大歓迎です。

### 【応募方法】

まずe-mail、電話、faxにて応募用紙をご請求ください。応募用紙に必要事項を記入の上、別途1200字から1600字程度で活動（予定を含む）の概要を書いて頂き（写真や資料等も貼付も可）、事務局に郵送してください。（資料等は返却しません）なお、送付物はA4版のみとしてください。

活動の概要には、子どもの参加の状況（どのような形で何人くらい、など）、実践の目的、成果・内容等を明確にし、これまでの経過や今後の予定（抱負）もあれば記述して下さい。

### 【助成費（活動費の一部として）】

1件10万円を上限とし、10件程度（総額100万円）

（助成金の用途が証明できる書類を事前または後日提出していただきます。）

### 【応募締切】

2011年4月28日（木）必着

### 【結果発表】

発表は2011年5月中旬。応募された方全員に結果をお知らせするとともに、直近の子どもの人権連機関誌『いんふおめーしょん』誌上、および、子どもの人権連HPでも発表します。

**【実践報告】**

5000字程度で活動報告書を提出していただきます。

(子どもの人権連機関誌『いんふおめーしょん』に掲載させていただきます。)

**【その他】**

お問い合わせは、子どもの人権連事務局までメールでご連絡下さい。

[kodomo@jtu-net.or.jp](mailto:kodomo@jtu-net.or.jp) (子どもの人権連事務局)